

## 7.退職後の届出について

**Q1 自治体の区画整理事業により、住居表示が変わった場合、届出は必要ですか。**

**A1** 住所は同じ場合でも住居表示が変わった場合は届出が必要です。

**Q2 振込先金融機関の支店が統廃合された場合、届出は必要ですか。**

**A2** 金融機関名(金融機関コード)や支店名(支店コード)が変更になった場合、届出は不要です(自動的に変更になります)。ただし、その際に口座番号が変わる場合は届出が必要となりますので「住所・氏名・指定金融機関変更届」をご提出ください。

**Q3 年金や一時金の受取口座をインターネット専業銀行の口座に指定できますか。**

**A3** インターネット専業銀行の口座に指定できます。

**Q4 通信先として住民票の住所と違う住所を登録することはできますか。**

**A4** 住民票の住所のほか、通信先住所を登録することが可能です。  
まずは信用金庫年金までご連絡ください。専用の依頼書を送付します。  
なお、受給者本人以外(親族など)の住所を通信先とする場合は本人確認書類等の添付が必要になります。  
詳しくは信用金庫年金からのご案内文書をご確認ください。

## 7.退職後の届出について

### Q5 受給者の成年後見人(保佐人、補助人)に選任されました。手続きを教えてください。

A5

成年後見人(保佐人、補助人)の登録は行っていませんが、受給者の住所変更とは別に、成年後見人の住所を通信先住所として登録することが可能です。

専用の依頼書を送付しますので信用金庫年金までご連絡いただき、必要書類を添付の上、ご提出ください。  
なお、発送する文書の宛名を受給者様以外に指定することはできません。

#### ●指定振込口座について

金融機関で後見の設定の手続きを行い、通帳の口座名義が後見人との連名になっている場合も信用金庫年金の指定振込口座として登録は可能です。

なお、年金証書等の再発行については依頼書が必要になりますので必要な場合は信用金庫年金への連絡時に担当にお伝えください。

## 7.退職後の届出について

### Q6 現況届の提出は必要ですか。

A6

信用金庫年金は、住基ネット\*を活用した現況確認を行っているため、現況届の提出は原則不要です。ただし、住基ネットによる確認ができない方は現況届を送付しますので、誕生月の末日までに提出してください。

\*住基ネットとは:住民基本台帳ネットワークシステムの略称

各市町村が管理する住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認ができる地方公共団体のシステムです。

### Q7 信用金庫年金に加入していない事業所に再就職し、在職老齢年金を受給しています。退職するとき、信用金庫年金へ手続きは必要ですか。

A7

手続きは不要です。退職や給与の変動により、年金の支給停止額が変動するときは、国から提供される支給停止情報により、処理を行いますので信用金庫年金への手続きは必要ありません。

ただし、支給停止情報が信用金庫年金に提供されるまで3ヵ月程度かかり、該当年月にさかのぼって処理を行うため、支給した年金に未払いや過払いが発生することがあります。その場合、未払いは処理後に随時払いで年金を支給し、過払いはその後支払われる年金から調整させていただきます。

## 7.退職後の届出について

### Q8 個人番号(マイナンバー)を提出することはありますか。

AS

信用金庫年金では年金・一時金の源泉徴収事務において個人番号(マイナンバー)を取り扱います。収集方法は次のとおりです。

①信用金庫年金の加入員だった方が年金の請求を行う場合や在職中に老齢厚生年金の受給権を取得した方が年金請求を行う場合、個人番号は根拠法令に基づいて、企業年金連合会を通じて地方公共団体情報システム機構(J-LIS)から取得しています。なお、J-LISから個人番号が取得できない場合は、信用金庫年金から直接ご本人宛に確認のためのご連絡をさせていただきます。

②加入員の方が退職一時金又は選択一時金を受給する場合、「年金・一時金裁定・改定請求書」の退職所得申告書に個人番号を記入し、ご提出いただきます。

※取得した個人番号は、税務署に提出する法定調書等に記載することを目的としており、それ以外の目的には使用いたしません。また、法令に基づき厳重に管理・保管しています。

#### 個人番号(マイナンバー)収集の流れ

